

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 骨子（案）の要点

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 骨子(案)の要点

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

(1) 把握・マネジメント機能の強化

- 市区町村における**身近な子育て支援(保育所等)による身近な把握・相談機能の整備**
- 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター(母子保健)子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)を再編。
- 母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

(2) 支援の充実

- 支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
- 支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

- 児童相談所の**支援強化** ※民間と協働して保護者支援(親子再統合)や里親支援(里親支援機関の児童福祉施設化)の確実な提供を可能に。
- 一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
- 一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

- 児童相談所による措置等の際に、**子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
- 都道府県による**意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**(児童福祉審議会等)の活用等による権利擁護の環境整備
- 社会的養育経験者の**自立支援**の充実 ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

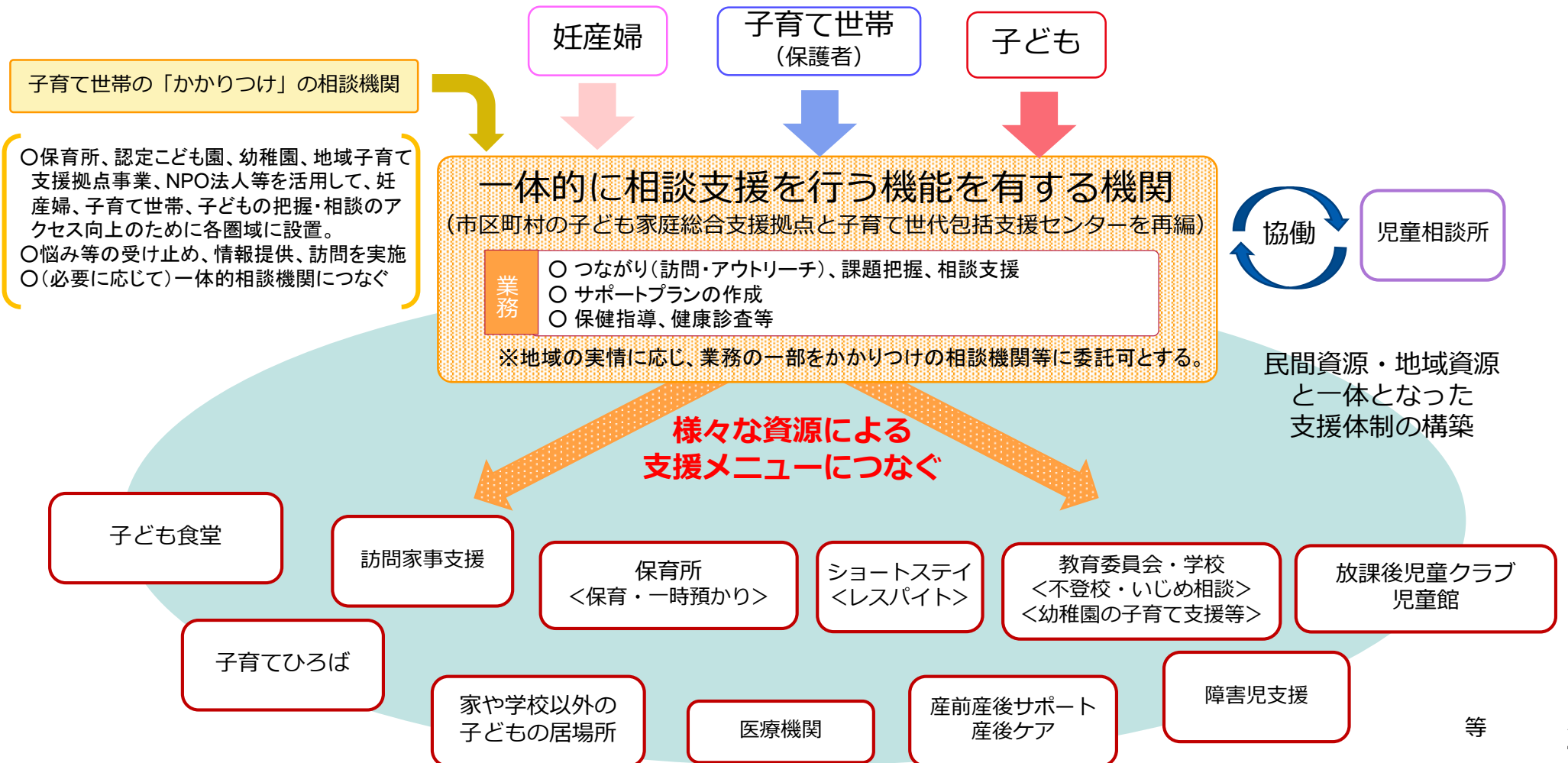
4. 人材育成等

- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の創設(P)**
- 児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

市区町村等におけるマネジメントの強化

(全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を再編し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
- この相談機関では、**妊娠届けから妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**



全ての子育て世帯の家庭・養育環境支援（市区町村）

- **子育てする親や子どもの家庭環境、養育環境を良くするための市区町村の支援について充実を図る必要**がある。
具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、充実を図る必要がある。
 - ア：子育てする親の負担や悩みを軽減する
 - イ：子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する
 - ウ：より良い親子関係の構築に向けて支援する
- これらの支援について、**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけ、市区町村による計画的な整備**を求める。

訪問による生活の支援（子育て世帯訪問支援事業（仮称）の新設）

- ・ 要支援世帯・要保護世帯、特定妊婦、その他これに類する状態の世帯を対象
- ・ 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握等を実施

短期入所支援の充実（子育て短期支援事業の拡充）

- ・ 親子がともに入所する場合や子どもが自らの意志で利用を希望した場合に利用可能とする
- ・ 利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする
- ・ いつでも利用可能な受け入れ体制を構築可能とすることを支援

学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業（仮称）の新設）

- ・ 家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども達に、自分の意思や学校、行政機関からの紹介等を経て、安心できる居場所を提供

親子関係の構築に向けた支援（親子関係形成支援事業（仮称）の新設）

- ・ 親子関係について悩みがあったり親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどによるペアレントトレーニングを提供

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

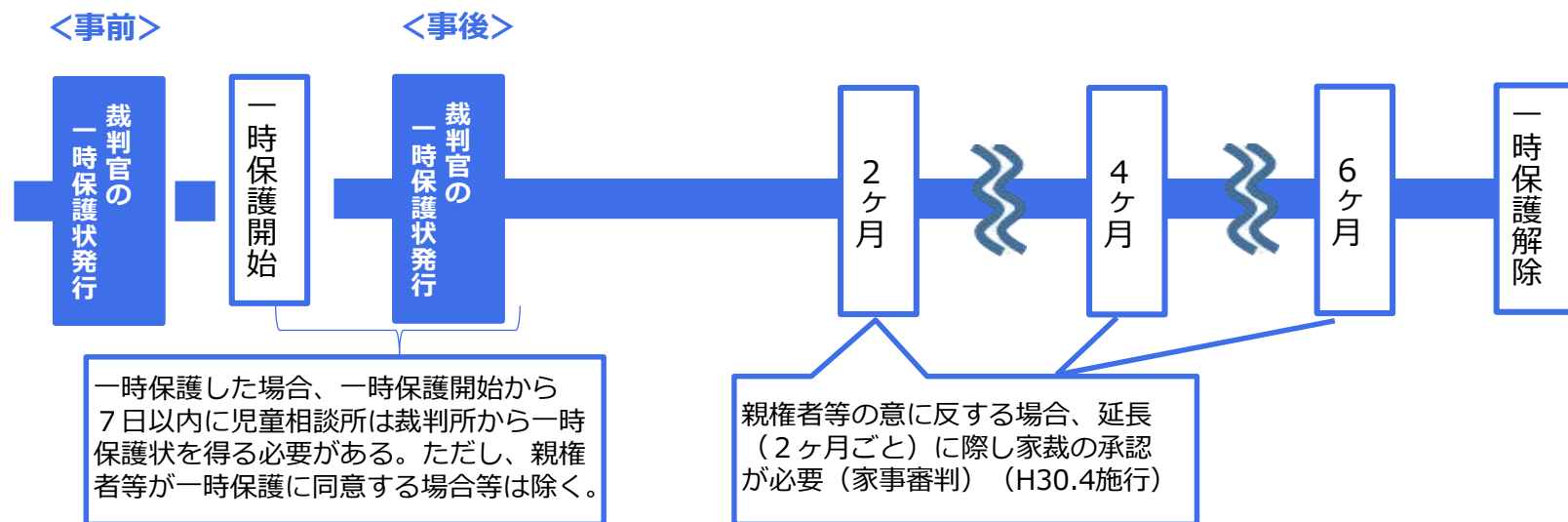
一時保護時の司法審査等

<一時保護の適正手続の確保>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
 - 裁判官が発行する**一時保護状（仮称）による方法**（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 一時保護状（仮称）発付の請求の却下の裁判について、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがある場合には、児童相談所からの不服申立手続を設ける。

<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

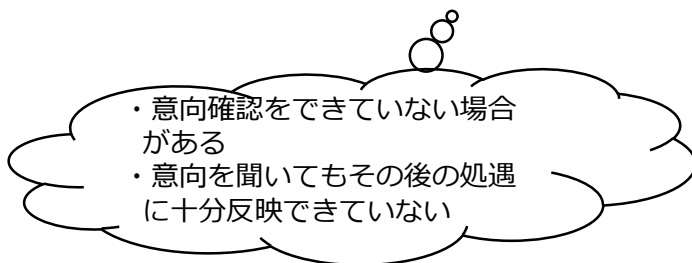
- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**する。
- **平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**し、その場合、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
- 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受けることとする。**



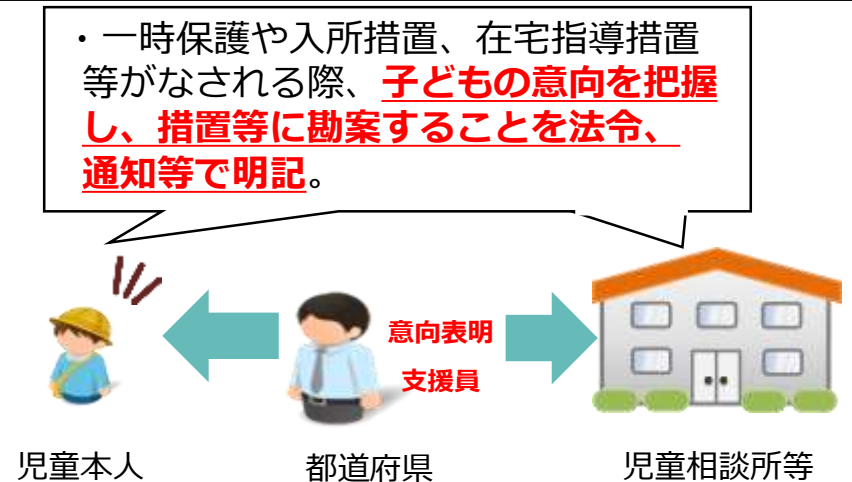
子どもの権利擁護

- 子どもは一人では意見を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、**児童相談所による措置等の際に、子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその**措置等に勘案**する。
- **権利擁護機関（※）の調査審議・意見具申が適切に行われる仕組みの整備等により、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務**とする。
※ 子どもの意向を処遇等に適切に反映させていくため、意向を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有するもの
- 都道府県は今回創設する**意向表明支援事業**等を活用し、**意向表明支援員の配置**など必要な体制の整備に努める。
(都道府県は自らまたは外部に委託をし、意向表明支援（アドボケイト）を行う。)

<課題>



<子どもの意向表明支援と権利擁護の環境整備>



- ・ **子どもの権利擁護の環境整備を都道府県の業務**とする。
- ・ **「意向表明支援事業」等を活用**し、意向表明支援（アドボケイト）を実施。

人材育成等（児童へのわいせつ行為を行った保育士に対する資格管理の厳格化 見直し案）

改正事項		保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して 2年	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 2年	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年	登録取消の日から起算して 3年
登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている）	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる（※）	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握		—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する（※）	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する